

令和 7 年第 4 回君津市議会定例会議案

令和 7 年 11 月 28 日

君 津 市

令和7年第4回君津市議会定例会付議議案目録

議案番号	件名	頁
議案第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1
議案第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3
議案第3号	教育委員会委員の任命について	5
議案第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	7
議案第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	9
議案第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	11
議案第7号	君津市ボールパーク整備等基金条例の制定について	13
議案第8号	君津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	17
議案第9号	一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	31
議案第10号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第11号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第12号	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	63
議案第13号	君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第14号	君津市教育支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	79
議案第15号	君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第16号	君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	87
議案第17号	君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	91
議案第18号	君津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	95
議案第19号	君津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	99

議案番号	件名	頁
議案第20号	君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	103
議案第21号	君津市火葬場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	107
議案第22号	君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について	111
議案第23号	君津市自転車駐車場の指定管理者の指定について	115
議案第24号	君津市森林体験交流センターの指定管理者の指定について	117
議案第25号	君津市立公園（亀山湖畔公園）の指定管理者の指定について	119
議案第26号	君津都市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津都市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	121
議案第27号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	123
議案第28号	財産の無償譲渡について	125
議案第29号	令和7年度君津市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第30号	令和7年度君津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第31号	令和7年度君津市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第32号	令和7年度君津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
報告第1号	専決処分の報告について	127
報告第2号	専決処分の報告について	129

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 君津市向郷

氏 名 鳥 井 みゆき（52歳）

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 君津市大井戸

氏 名 永 塚 朝 子（69歳）

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

教育委員会委員の任命について

君津市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市中野五丁目
氏 名 島 田 義 久 (42 歳)

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

固定資産評価審査委員会委員の選任について

君津市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市箕輪
氏 名 飯 田 朝 夫 (81歳)

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

固定資産評価審査委員会委員の選任について

君津市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市中野六丁目

氏 名 大 嵩 正 博 (55歳)

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

固定資産評価審査委員会委員の選任について

君津市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市君津台三丁目

氏 名 五十嵐 邦 雄（45歳）

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市ボールパーク整備等基金条例の制定について

君津市ボールパーク整備等基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

君津市ボールパーク整備等基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市ボールパーク整備等基金条例

(設置)

第1条 本市は、ボールパークの整備及びその運営を行う事業（以下「本事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、君津市ボールパーク整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 市民、事業者等が本事業への活用を指定した寄附金額のうち、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 前号に掲げる額のほか、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

君津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

君津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章　総則（第1条—第19条）

第2章　乳児等通園支援事業

　第1節　通則（第20条）

　第2節　一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

　第3節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章　雑則（第27条）

附則

　第1章　総則

　（趣旨）

第1条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条　最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身とともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条　市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 本市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号。次項及び第9条第2項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団であってはならない。

4 乳児等通園支援事業者は、暴排条例第3条に規定する基本理念にのっとり、乳児等通園支援事業から暴力団を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

5 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

7 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

8 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わな

ければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

2 乳児等通園支援事業者の職員は、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等であつてはならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その提供する乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方

法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関し、本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段

上の階	号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止

する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣

が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年千葉県条例第64号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第22号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その

他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

令和 7 年 10 月の千葉県人事委員会勧告に準じ職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行うとともに、給与制度の見直しを行うため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 21 号）、君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 21 年君津市条例第 2 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 21 号）の一部を改正しようとするものである。

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条第1項)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
	1	195,800	232,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	233,700	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	235,000	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	236,300	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	237,600	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	238,700	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	239,800	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	240,900	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	242,000	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	243,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	244,700	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	246,100	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	247,500	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	248,900	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	250,300	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	251,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	253,100	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	254,300	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	255,600	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	256,900	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	258,100	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	259,300	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	260,500	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	261,700	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	262,800	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	263,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	265,000	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	266,100	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	267,000	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	268,000	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	269,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	270,000	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	271,000	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	271,900	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	272,700	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	273,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	274,400	316,700	365,000	386,500	416,800	460,600	
	38	246,700	275,200	318,000	366,400	387,700	417,400	460,900	
	39	247,600	276,000	319,300	367,800	388,900	417,900	461,200	
	40	248,400	276,700	320,600	369,200	390,000	418,300	461,500	
	41	249,200	277,400	321,900	370,700	391,100	418,700	461,800	
	42	249,900	278,200	323,100	371,500	392,300	418,900	462,100	

	43	250, 500	279, 000	324, 400	372, 400	393, 500	419, 200	462, 400
	44	251, 100	279, 600	325, 500	373, 400	394, 600	419, 500	462, 700
	45	251, 800	280, 300	326, 400	374, 300	395, 700	419, 800	463, 000
	46	252, 400	281, 100	327, 700	375, 400	396, 900	420, 100	
	47	253, 000	281, 800	329, 000	376, 300	398, 100	420, 400	
	48	253, 600	282, 500	330, 300	377, 300	399, 200	420, 700	
	49	254, 100	283, 200	331, 400	378, 200	400, 300	420, 900	
	50	254, 700	283, 900	332, 700	378, 900	401, 500	421, 200	
	51	255, 300	284, 600	333, 900	379, 600	402, 700	421, 400	
	52	255, 800	285, 300	335, 100	380, 200	403, 800	421, 700	
	53	256, 200	286, 000	336, 400	380, 600	405, 600	421, 900	
	54	256, 600	286, 600	337, 400	381, 200	406, 800	422, 200	
	55	256, 900	287, 300	338, 500	381, 800	408, 000	422, 500	
	56	257, 200	287, 900	339, 600	382, 500	409, 000	422, 800	
任期付職員及び定期雇用短時間勤務職員以外の職員	57	257, 500	288, 600	340, 300	382, 800	410, 100	423, 000	
	58	257, 800	289, 200	341, 200	383, 500	411, 300	423, 300	
	59	258, 100	289, 900	341, 900	384, 200	412, 400	423, 600	
	60	258, 400	290, 600	342, 700	384, 800	413, 500	423, 800	
	61	258, 700	291, 100	343, 500	385, 100	414, 200	424, 000	
	62	259, 000	291, 700	343, 900	385, 600	414, 900	424, 300	
	63	259, 300	292, 300	344, 400	386, 200	415, 500	424, 600	
	64	259, 600	293, 000	345, 100	386, 800	416, 200	424, 800	
	65	259, 900	293, 600	345, 900	387, 100	416, 800	425, 000	
	66	260, 200	294, 200	346, 600	387, 700	417, 400	425, 300	
	67	260, 500	294, 800	347, 300	388, 400	417, 900	425, 600	
	68	260, 800	295, 500	347, 900	389, 000	418, 300	425, 800	
	69	261, 100	296, 100	348, 400	389, 400	418, 700	426, 000	
	70	261, 400	296, 700	349, 000	389, 900	418, 900	426, 300	
	71	261, 700	297, 200	349, 500	390, 500	419, 200	426, 600	
	72	262, 000	297, 700	350, 100	391, 000	419, 500	426, 800	
	73	262, 300	298, 200	350, 400	391, 500	419, 800	427, 000	
	74	262, 600	298, 800	350, 900	392, 100	420, 100		
	75	262, 900	299, 300	351, 200	392, 500	420, 400		
	76	263, 200	299, 900	351, 600	392, 800	420, 700		
	77	263, 500	300, 300	352, 000	393, 200	420, 900		
	78	263, 800	300, 800	352, 500	393, 700	421, 200		
	79	264, 100	301, 300	353, 000	394, 100	421, 400		
	80	264, 400	301, 900	353, 500	394, 500	421, 700		
	81	264, 700	302, 400	353, 800	394, 900	421, 900		
	82	265, 000	302, 800	354, 200	395, 400	422, 200		
	83	265, 300	303, 100	354, 600	395, 800	422, 500		
	84	265, 600	303, 400	355, 000	396, 200	422, 800		
	85	265, 900	303, 600	355, 300	396, 500	423, 000		
	86	266, 200	303, 900	355, 700	397, 000			
	87	266, 500	304, 100	356, 100	397, 400			
	88	266, 800	304, 400	356, 500	397, 800			
	89	267, 100	304, 600	356, 700	398, 100			

90	267, 400	304, 800	357, 100						
91	267, 700	305, 100	357, 500						
92	268, 000	305, 300	357, 900						
93	268, 300	305, 600	358, 100						
94		305, 800	358, 400						
95		306, 100	358, 800						
96		306, 400	359, 100						
97		306, 700	359, 400						
98		307, 000	359, 800						
99		307, 300	360, 200						
100		307, 600	360, 600						
101		307, 800	361, 100						
102		308, 000	361, 500						
103		308, 300	361, 900						
104		308, 700	362, 300						
105		308, 900	362, 800						
106		309, 200	363, 200						
107		309, 500	363, 500						
108		309, 900	363, 800						
109		310, 100	364, 200						
110		310, 400							
111		310, 700							
112		311, 000							
113		311, 200							
114		311, 500							
115		311, 800							
116		312, 100							
117		312, 300							
118		312, 600							
119		313, 000							
120		313, 300							
121		313, 500							
122		313, 700							
123		314, 000							
124		314, 400							
125		314, 600							
任期付職員		206, 700	242, 000	272, 600	303, 100	317, 700	341, 800	383, 400	424, 800
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額							
		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「規定により職員」の次に「(次項の規定の適用を受ける職員を除く。」

以下この項において同じ。)」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 職務の級が8級である職員

第11条の3第2項中「100分の5」を「100分の4」に改める。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条第1項)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	

	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
	86	266, 200	305, 800	355, 700				
	87	266, 500	306, 100	356, 100				
	88	266, 800	306, 400	356, 500				
	89	267, 100	306, 700	356, 700				

90	267, 400	307, 000	357, 100						
91	267, 700	307, 300	357, 500						
92	268, 000	307, 600	357, 900						
93	268, 300	307, 800	358, 100						
94		308, 000	358, 400						
95		308, 300	358, 800						
96		308, 700	359, 100						
97		308, 900	359, 400						
98		309, 200	359, 800						
99		309, 500	360, 200						
100		309, 900	360, 600						
101		310, 100	361, 100						
102		310, 400	361, 500						
103		310, 700	361, 900						
104		311, 000	362, 300						
105		311, 200	362, 800						
106		311, 500	363, 200						
107		311, 800	363, 500						
108		312, 100	363, 800						
109		312, 300	364, 200						
110		312, 600							
111		313, 000							
112		313, 300							
113		313, 500							
114		313, 700							
115		314, 000							
116		314, 400							
117		314, 600							
118		314, 800							
119		315, 100							
120		315, 400							
121		315, 700							
122		315, 900							
123		316, 200							
124		316, 500							
125		316, 800							
任期付職員		206, 700	242, 000	272, 600	303, 100	317, 700	341, 800	383, 400	424, 800
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額							
		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

(君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392, 000」を「405, 000」に、「440, 000」を「455, 000」に、「492, 000」を「508, 000」に、「555, 000」を「574, 000」に、「634, 000」を「655, 000」に、「740, 000」を「765, 000」に、「864, 000」を「893, 000」に改める。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第15条の2第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条）

給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	195,800	232,000
2	196,900	233,700
3	198,100	235,000
4	199,200	236,300
5	200,300	237,600
6	202,000	238,700
7	203,600	239,800
8	205,200	240,900
9	206,700	242,000
10	208,400	243,300
11	210,000	244,700
12	211,600	246,100
13	213,100	247,500
14	214,800	248,900
15	216,500	250,300
16	218,200	251,700
17	219,400	253,100
18	221,000	254,300
19	222,600	255,600
20	224,100	256,900
21	225,600	258,100
22	227,200	259,300
23	228,800	260,500
24	230,400	261,700
25	232,000	262,800
26	233,700	263,900
27	235,000	265,000
28	236,300	266,100
29	237,600	267,000
30	238,700	268,000
31	239,800	269,000
32	240,900	270,000
33	242,000	271,000
34	242,900	271,900
35	243,800	272,700
36	244,800	273,600
37	245,800	274,400
38	246,700	275,200
39	247,600	276,000
40	248,400	276,700
41	249,200	277,400
42	249,900	278,200
43	250,500	279,000
44	251,100	279,600
45	251,800	280,300
46	252,400	281,100
47	253,000	281,800

48	253, 600	282, 500
49	254, 100	283, 200
50	254, 700	283, 900
51	255, 300	284, 600
52	255, 800	285, 300
53	256, 200	286, 000
54	256, 600	286, 600
55	256, 900	287, 300
56	257, 200	287, 900
57	257, 500	288, 600
58	257, 800	289, 200
59	258, 100	289, 900
60	258, 400	290, 600
61	258, 700	291, 100
62	259, 000	291, 700
63	259, 300	292, 300
64	259, 600	293, 000
65	259, 900	293, 600
66	260, 200	294, 200
67	260, 500	294, 800
68	260, 800	295, 500
69	261, 100	296, 100
70	261, 400	296, 700
71	261, 700	297, 200
72	262, 000	297, 700
73	262, 300	298, 200
74	262, 600	298, 800
75	262, 900	299, 300
76	263, 200	299, 900
77	263, 500	300, 300
78	263, 800	300, 800
79	264, 100	301, 300
80	264, 400	301, 900
81	264, 700	302, 400
82	265, 000	302, 800
83	265, 300	303, 100
84	265, 600	303, 400
85	265, 900	303, 600
86	266, 200	303, 900
87	266, 500	304, 100
88	266, 800	304, 400
89	267, 100	304, 600
90	267, 400	304, 800
91	267, 700	305, 100
92	268, 000	305, 300
93	268, 300	305, 600
94		305, 800
95		306, 100
96		306, 400
97		306, 700

98		307, 000
99		307, 300
100		307, 600
101		307, 800
102		308, 000
103		308, 300
104		308, 700
105		308, 900
106		309, 200
107		309, 500
108		309, 900
109		310, 100
110		310, 400
111		310, 700
112		311, 000
113		311, 200
114		311, 500
115		311, 800
116		312, 100
117		312, 300
118		312, 600
119		313, 000
120		313, 300
121		313, 500
122		313, 700
123		314, 000
124		314, 400
125		314, 600

第6条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第15条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条）

給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300

48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900

98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300
113		313, 500
114		313, 700
115		314, 000
116		314, 400
117		314, 600
118		314, 800
119		315, 100
120		315, 400
121		315, 700
122		315, 900
123		316, 200
124		316, 500
125		316, 800

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の給与に関しては、令和7年12月31日までの間、第5条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）の規定は、適用しない。
 - (1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3か月以内のもの
 - (2) パートタイム会計年度任用職員であって、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分未満のもの
- 3 第1条の規定（一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第3条の規定（君津市任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定（会計年度給与条例別表第1の改正規定に限る。）による改正後の会計年度給与条例（前項の規定により適用しない場合を除く。以下同じ。）の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条及び第22条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定（会計年度給与条例第15条及び第15条の2の改正規定に限る。）による改正後の会計年度給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定による改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例及び第5条の規定による改正前の会計年度給与条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定による改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 5 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与条例別表第1の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受けていた職員であって同日においてその者

が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

6 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同日において、職務の級が 5 級であった職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後にあっては、切替日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 附則第 7 項及び前項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年君津市条例第 号）附則第 7 項及び第 8 項の規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

10 附則第 5 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

1 1 特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成 24 年君津市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「対する給料月額」の次に「（一般職給与条例附則第 24 項の規定による給料並びに一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年君津市条例第 号）附則第 7 項及び第 8 項の規定による給料を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

附則別表（附則第5項）

旧号給	新号給
	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39
48	40
49	41
50	42
51	43
52	44
53	45
54	46

55	47
56	48
57	49
58	50
59	51
60	52
61	53
62	54
63	55
64	56
65	57
66	58
67	59
68	60
69	61
70	62
71	63
72	64
73	65
74	66
75	67
76	68
77	69
78	70
79	71
80	72
81	73
82	74
83	75
84	76
85	77
86	78
87	79
88	80
89	81
90	82
91	83
92	84
93	85
94	86
95	87
96	88
97	89
98	90
99	91
100	92
101	93
102	94
103	95
104	96
105	97
106	98
107	99
108	100
109	101
110	102
111	103
112	104

113	105
114	106
115	107
116	108
117	109
118	110
119	111
120	112
121	113
122	114
123	115
124	116
125	117

議案第 10 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、議会議員の期末手当の支給月数の引上げを行うため、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 11 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ常勤特別職の期末手当の支給月数の引上げを行うとともに、地域手当の支給率の引下げを行うため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 18 号）の一部を改正しようとするものである。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年君津市条例

第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の5」を「100分の4」に改める。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月28日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正を踏まえ、一般職及び特別職の旅費制度の見直しを行うため、職員の旅費に関する条例（昭和45年君津市条例第23号）、議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年君津市条例第5号）、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年君津市条例第18号）、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）、証人等の費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第20号）及び君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年君津市条例第39号）の一部を改正しようとするものである。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和45年君津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「在勤務所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第4号中「若しくはその扶養親族又は」を「又はその」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第5号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第5項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条例において同じ。）がその出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において」を「が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には」に、「があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた」を「のうちその者の損失となる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者

に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「には」を「で、前項の規定に該当する場合には」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない」を「その変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない」に改め、同項ただし書中「これを提示する」を「旅行命令簿等に当該事項の記載若しくは記録をする」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる」を「この限りでない」に改め、同条第5項本文を次のように改める。

前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の種目及び内容）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、第12条から第20条までの規定の定めるところによる。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第12条から第20条までの規定に定める種目及び内容に基づき、」を加え、「の旅費により」

を「によって」に改め、同条ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条から第10条まで 削除

第11条第1項前段中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「書類」を「資料」に改め、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、同項後段中「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「書類を」を「資料を」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料」に、「及び様式」を「又は記載事項」に改める。

第12条から第18条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第15条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）急行料金

（3）寝台料金

（4）座席指定料金

（5）特別車両料金

（6）前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第15条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行う

ものに限る。) の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。)であつて、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための登録を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき30円とする。

3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雜費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

2 千葉県内の地への旅行の場合における宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

第18条の2を削る。

第19条及び第20条を次のように改める。

(転居費)

第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空費、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第21条第2項中「第6条第1項」を「第6条」に改める。

第22条第1項中「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「鉄道賃、船賃、航空費、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第2項中「日当及び宿泊料は別表第1の」を「宿泊手当は第18条の規則で定める」に改める。

第23条第1号中「、車賃の実費及び自家用自動車を使用して旅行した場合における車賃」を「及びその他の交通費」に改め、同条第2号中「別表第1の宿泊料の定額の範囲内の実費に相当する額の宿泊料及び旅行雑費」を「宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第24条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第25条第1項中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、「居住地から死亡地までの往復に要する前職務相当の旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第25条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（第15条第2項に規定する費用及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第16条、第17条、第19条及び第20条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第27条第1項中「次の各号に規定する」を「旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該旅行」を「その他旅行」に、「、又は当該旅行」を「又は旅行」に、「超える旅費」を「超えた旅費」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条の2 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

第28条中「第6条第10項及び第11項」を「第19条及び第20条」に改める。
附則第2項中「第12条第1項第3号」を「第12条第1項第5号」に、「第13条第5号」を「第13条第1項第4号」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

(議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年君津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費としてその額は別表のとおりとする」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第1条第2項第2号に掲げる指定職職員等の例による」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、その他の交通費の額は、一般職の職員の例による。

別表を削る。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和45年君津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は別表第2のとおりとする」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第1条第2項第2号に掲げる指定職職員等の例による」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、その他の交通費の額は、一般職の職員の例による。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年君津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表総合建設審議会会長の項中「行政職給料表6級」を「一般職」に改める。

(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 証人等の費用弁償に関する条例(昭和45年君津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車賃、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費」に、「職員の旅費に関する条例(昭和45年君津市条例第23号。以下「旅費条例」という。)に規定する行政職給料表6級の職務の級にある者」を「一般職の職員」

に改める。

第4条ただし書中「旅費条例に規定する行政職給料表6級の職務の級にある者」を「一般職の職員」に改める。

(君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年君津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は別表第3のとおりとする」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額及び支給方法は、一般職の職員の例による」に改め、同条第2項を削る。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費条例第3条第1項、第2項の及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新旅費条例第27条の2の規定は、新旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

5 第2条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第4条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、第5条の規定による改正後の証人等の費用弁償に関する条例及び第6条の規定による改正後の君津市消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の12の6の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表12の7の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市教育支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

君津市教育支援センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

きみつメイトの位置を改めるため、君津市教育支援センター設置条例（平成 15 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市教育支援センター設置条例の一部を改正する条例

君津市教育支援センター設置条例（平成 15 年君津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「君津市糠田 103 番地 1」を「君津市久保 3 丁目 1 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市条例第 21 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市条例第 22 号）及び君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 6 年君津市条例第 18 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。）」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同

じ。)」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加える。

(君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年君津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「保育士」の次に「(千葉県の区域に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」を加え、「この条例による改正後の」を削り、「改正前の君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「(次項において「令和6年改正前条例」という。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年改正前条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定中「保育士」とあるのは、「保育士(千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市条例第 23 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
君津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（千葉県の区域に係る法第18条の29に
規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

君津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

君津市コミュニティセンターの開館時間及び休館日を変更するため、君津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和 58 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和 58 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「午前 9 時から午後 5 時まで」を「午前 9 時 30 分から午後 4 時まで」に改める。

第 8 条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 君津市神門コミュニティセンター及び君津市松丘コミュニティセンター 次に掲げる日

ア 月曜日及び金曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日まで

(2) 君津市貞元コミュニティセンター、君津市南子安コミュニティセンター及び君津市
亀山コミュニティセンター 次に掲げる日

ア 月曜日及び水曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日まで

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

君津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

君津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

林野火災の予防のために必要な事項を定めるため、君津市火災予防条例（昭和 46 年君津市条例第 26 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市火災予防条例の一部を改正する条例

君津市火災予防条例（昭和46年君津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29
条の2—第29条の7）」

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29
条の2—第29条の7）」に改める。

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。
以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」とい
う。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発するこ
ができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区
域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければなら
い。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努
力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、
林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象とな
る区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加え
る。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する
ものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

福祉作業所ミツバ園を民営化するに当たり、君津市福祉作業所の設置及び管理に関する
条例（平成元年君津市条例第 5 号）を廃止しようとするものである。

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成元年君津市条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

君津市火葬場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

君津市火葬場設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

上総聖苑を廃止するに当たり、君津市火葬場設置及び管理に関する条例（昭和 48 年君津市条例第 20 号）を廃止しようとするものである。

君津市火葬場設置及び管理に関する条例を廃止する条例

君津市火葬場設置及び管理に関する条例（昭和48年君津市条例第20号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例の一部改正）

2 議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例（昭和46年君津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表火葬場の項を削る。

第3条の表火葬場の項を削る。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

基幹業務システムの標準準拠システムへの移行を令和 8 年 1 月 13 日から延期することに伴い、君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和 7 年君津市条例第 29 号）を廃止しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を廃止する条例

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和7年君津市条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市自転車駐車場の指定管理者の指定について

君津市自転車駐車場の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称及び位置 (1) 君津駅北口自転車駐車場
君津市東坂田一丁目 1 番 4
(2) 君津駅南口自転車駐車場
君津市東坂田一丁目 389 番 2
- 2 指定管理者 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目 3 番 22 号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役 中丸 幸夫
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

君津市森林体験交流センターの指定管理者の指定について

君津市森林体験交流センターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 君津市木のふるさと文化センター |
| 2 施設の位置 | 君津市久留里市場 1018 番地 |
| 3 指定管理者 | 君津市久留里市場 908 番 7
株式会社久留里の森
代表取締役 長谷川 真紀 |
| 4 指定期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

令和 7 年 11 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

君津市立公園（亀山湖畔公園）の指定管理者の指定について

君津市立公園（亀山湖畔公園）の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 亀山湖畔公園
- 2 施設の位置 君津市草川原 866 番
- 3 指定管理者 君津市川俣旧川俣 8 番地
亀山公園管理株式会社
代表取締役 鴨田 弘樹
- 4 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

君津市長 石井宏子

君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

君津市長 石井宏子

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 14 号を次のように改める。

(14) 削除

別表第 1 中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に改める。

事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1 財 産 の 表 示 | 君津市地域情報通信基盤整備推進事業で整備した光ファイバ
ケーブル設備一式 |
| 2 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 3 無償譲渡の相手方 | N T T 東日本株式会社 |
| 4 相 手 方 の 代 表 者 | 千葉県千葉市中央区富士見一丁目 12 番 17 号
ネクストサイト千葉ビル 7 階
N T T 東日本株式会社 千葉事業部長 井上 晓彦 |

令和 7 年 11 月 28 日提出

君津市長 石井 宏子

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和7年7月31日、午後9時40分頃、君津市大和田一丁目1番2地先で発生した車両損傷事故。 相手方所有の普通乗用車が市道から駐車場に進入しようとした際に、側溝の鉄板蓋が腐食していたことにより、車両の左前輪が側溝に落ち、車両底部に損害を与えたもの。
和解の相手方	山梨県南都留郡山中湖村平野2197番地の1036芙蓉台527 一般社団法人食べるを支える会 代表 菊谷 武
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、323,092円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和7年11月7日

令和7年11月28日提出

君津市長 石井宏子

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和7年9月5日、午前9時30分頃、君津市北子安一丁目9番3号で発生した物損事故。 職員がごみ収集作業中に、パッカー車の右側部を建物に接触させ、損害を与えたもの。
和解の相手方	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル4階 ビレッジハウス・マネジメント株式会社 代表取締役 岩元 龍彦
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、503,140円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和7年11月20日

令和7年11月28日提出

君津市長 石井宏子